

## 川崎市告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別図のとおり町区域の変更をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定の効力は、令和8年7月9日から生じるものとする。

令和8年6月24日

川崎市長 福田 紀彦